

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例（平成19年3月27日京都市条例第40号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

次のとおり、基金の金額を引き上げるとともに、基金を処分し、及び基金名を変更することとしました。

1 寄付の受納に伴い、次のとおり基金の金額を引き上げます。

基金名	改正前	改正後
山下達雄・亮子奨学基金	21,000,000 ^円	22,000,000 ^円
いづみ会奨学基金	3,470,000	3,670,000

2 松本奨学基金，小野奨学基金，中橋奨学基金，荒木奨学基金（修学困難な生徒に対する奨学費の給付を目的とするもの），山下龍治郎奨学基金，市原奨学基金，松尾奨学基金，菊宮奨学基金，山下さよ奨学基金，片山奨学基金，千宗室奨学基金，尾池奨学基金，重久奨学基金，日下部喜一郎奨学基金，香井奨学基金，福田一雄奨学基金，白川奨学基金，岩井奨学基金，藤田奨学基金，内田奨学基金，橋本奨学基金，今北奨学基金，日下部政一郎奨学基金，村上奨学基金，山田奨学基金，荒川奨学基金，濱田奨学基金，弓奨学基金，川井奨学基金，月溪奨学基金，木下奨学基金，山口奨学基金，中西奨学基金，中村維源奨学基金，知見奨学基金，西古奨学基金，神戸奨学基金，東奨学基金，服部奨学基金，中村清之奨学基金，篤志奨学基金（修学困難な生徒に対する奨学費の給付を目的とするもの）及び東野奨学基金を処分します。

3 基金名の変更

改正前	改正後
山下達雄・亮子奨学基金	山下奨学基金
中村誠伺奨学基金	中村奨学基金
福田武雄奨学基金	福田奨学基金

上記1の改正は平成19年3月27日から、上記2及び3の改正は同年4月1日から施行することとしました。

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月27日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第40号

京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例

第1条 京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表中「21,000,000」を「22,000,000」に、「3,470,000」を「3,670,000」に改める。

第2条 京都市社会福祉奨学基金条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

基金名	目的	財産の種類	金額
葵ライオンズ奨学基金	修学困難な生徒に対する奨学費		4,300,000 ^円
民生児童委員連盟奨学基金			7,500,000
大倉奨学基金			1,000,000
三井奨学基金			5,000,000
京都機械工具奨学基金			1,000,000
公益社奨学基金			12,500,000
洛中ライオンズ奨学基金			2,000,000
山下奨学基金			22,000,000
鞍馬山婦人会奨学基金			1,000,000
親和奨学基金			10,000,000
京栄水道奨学基金			10,000,000
戸田奨学基金			2,000,000
唐木奨学基金			1,000,000
山岸奨学基金			500,000
辻奨学基金			1,000,000
日産建設奨学基金			13,000,000
伴奨学基金			1,000,000
いづみ会奨学基金			3,670,000
福谷奨学基金	1,200,000		

中井奨学基金		現金	1,000,000
津村奨学基金	修学困難な夜間学生に対する奨学費		1,000,000
野口奨学基金	本市の区域内の旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域（以下「対象地域」という。）における修学困難な学生又は生徒に対する奨学費		2,000,000
熊野奨学基金		500,000	
吉野奨学基金		2,000,000	
中村奨学基金		2,000,000	
荒木奨学基金		1,000,000	
勝本奨学基金		22,000,000	
養正親友奨学基金		対象地域のうち養正地区における修学困難な学生又は生徒に対する奨学費	3,300,000
福田奨学基金	母子家庭の児童である生徒に対する奨学費	10,000,000	
篤志奨学基金	交通遺児である生徒又は児童福祉施設に入所中の生徒に対する奨学費	4,291,000	
平安ライオンズ奨学基金	交通遺児又は身体障害児である生徒に対する奨学費	7,500,000	
桂ライオンズ奨学基金		5,500,000	
細合奨学基金	交通遺児である生徒に対する奨学費	20,000,000	
二谷奨学基金		800,000	
横井奨学基金		1,000,000	
富井奨学基金	扶養者が身体障害者である学生又は生徒に対する奨学費	5,000,000	
山中奨学基金		4,000,000	

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)